

## Topics

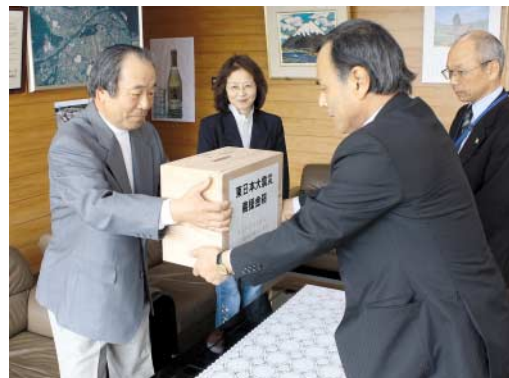
### 被災地へ 404,650円を寄付

愛治ちんどんクラブ（会長久保田正敏）の会員らは4月26日、町長室を訪れ、24日に行われたチャリティー演奏会で集まった義援金（8頁参照）を甲岡町長に手渡しました。

当演奏会で、集まった義援金は404,650円。久保田会長は「自分たちは無力でなにもできない。でも、被災

した人たちのことを思うと、胸が詰まる。だから何かできることはないかと、チャリティー演奏会を計画した」と胸の内を話しました。

主催者、参加団体、訪れた人たち全員の思いが詰まった募金箱を、1日も早い復興への願いを込めて町に託しました。



募金箱を手渡す久保田会長(左)

## Topics

### 遠く離れた中国からの応援メッセージ

鬼北町出身の青年海外協力隊田中陽子さんが訪れている朝鮮族中学校=中華人民共和国=の生徒らが、福島県いわき市の被災者に送る応援メッセージを作成しました。

当中学校は、いわき市と友好都市関係にあり、地震発生直後から田中隊員の下には学校関係者からお見舞いと励ましの言葉が寄せられていました。

日本語を勉強している生徒たちが書いたメッセージや写真、ビデオレターはJICA(独立行政法人国際協力機構)東北を経由して、いわき市に届けられる予定です。



応援メッセージを書いた朝鮮族中学校生徒

## Information

### 子ども手当は引き続き支給されます

子ども手当は、平成23年4月から9月までの6カ月間、これまでと同様に支給されることになりました。

#### 【対象】

0歳～中学生以下の子どもをもつ保護者

※0歳～15歳になった後の最初の3月31日まで

#### 【支給額】

子ども1人につき月額1万3千円

#### 【支給月】

平成23年6月

平成23年10月

※公務員は勤務先から支給されます。

#### 【認定請求等】

出生、転入等により受給資格が発生した場合、子ども手当を受給するには、町民課の窓口で「認定請求」等の提出が必要です。

子ども手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

#### 【持参品】

請求者の保険証・通帳・印鑑(現況届の提出は不要です)

**問** 役場 町民課

児童福祉係 内線2118